

第 105 期 決算公告

平成 19 年 6 月 26 日

山形県鶴岡市本町一丁目 9 番 7 号
株式会社 荘内銀行
取締役頭取 町田 睿

貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	25,834	預金	768,419
現金	20,485	当座預金	20,680
預け	5,349	普通預金	287,084
コ－ル口	37,000	貯蓄預金	8,846
買入金銭債権	1,840	通知預金	13,097
商品有価証券	315	定期預金	418,494
商品国債	294	定期積金	7,109
商品地方債	20	その他の預金	13,106
金銭の信託	3,887	譲渡性預金	29,615
有価証券	160,175	コ－ルマネー	779
国債	61,000	借用金	6
地方債	14,706	借入金	6
株式	16,250	外国為替	1
その他の証券	12,943	売渡外国為替	1
貸出	55,276	社債	9,500
割引手形	617,457	その他の負債	3,502
手形貸付	6,789	未決済為替借	130
証書貸付	42,360	未払法人税等	866
当座貸越	499,949	未払費用	932
外国為替	68,357	前受収益	392
外国他店預け	879	従業員預り金	217
買入外国為替	863	給付補てん備金	3
取立外国為替	1	金融派生商品	48
その他の資産	14	その他の負債	911
未決済為替貸	3,227	退職給付引当金	1,765
前払費用	129	再評価に係る繰延税金負債	811
未収収益	1	支払承諾	8,978
金融派生商品	1,333	負債の部合計	823,380
その他の資産	40	(純資産の部)	
有形固定資産	1,722	資本金	14,200
建物	12,200	資本剰余金	12,056
土地	4,825	資本準備金	12,056
建設仮勘定	6,188	利益剰余金	18,738
その他の有形固定資産	169	利益準備金	2,447
無形固定資産	1,016	その他利益剰余金	16,290
ソフトウェア	1,231	別途積立金	13,710
その他の無形固定資産	1,160	繰越利益剰余金	2,580
繰延税金資産	70	自己株式	142
支払承諾見返	2,403	株主資本合計	44,851
貸倒引当金	8,978	その他有価証券評価差額金	873
	5,261	繰延ヘッジ損益	4
		土地再評価差額金	1,070
		評価・換算差額等合計	1,939
		純資産の部合計	46,791
資産の部合計	870,172	負債及び純資産の部合計	870,172

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法による算定）ただし株式については期末日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
動産	5年～20年

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
9. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。
14. 外貨建資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜処理によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 17百万円
17. 関係会社の株式（及び出資）総額（親会社株式を除く） 74百万円
18. 関係会社に対する金銭債権総額 1,442百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額 1,220百万円

20.有形固定資産の減価償却累計額 8,577 百万円

21.貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1)取得原価相当額

動産	1,319 百万円
その他	363 百万円
合計	1,683 百万円

(2)減価償却累計額相当額

動産	561 百万円
その他	184 百万円
合計	746 百万円

(3)期末残高相当額

動産	758 百万円
その他	178 百万円
合計	936 百万円

(4)未経過リース料期末残高相当額

1年内	266 百万円
1年超	705 百万円
合計	971 百万円

(5)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	328 百万円
減価償却費相当額	290 百万円
支払利息相当額	44 百万円

(6)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(7)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

22.貸出金のうち、破綻先債権額は1,742 百万円、延滞債権額は11,830 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税等施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,002 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,575 百万円であります。

なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26.ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、900 百万円であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,790 百万円であります。
28. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 44,694 百万円を差入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 398 百万円であります。
29. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行ない、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行なった年月日 平成 11 年 9 月 30 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等)合理的な調整を行って算出する方法及び第 5 号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行なった事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額 1,261 百万円

30. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務は 1,490 百万円であります。

なお、当該債務保証に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。これにより従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ 1,490 百万円減少しております。

32. 1 株当たりの純資産額 381 円 93 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日)が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額の減少は軽微であります。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマース・ペーパー及び信託受益権が含まれております。以下 36. まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)	当期の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	315	7

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	10,132	11,908	1,775	2,280	505
債券	86,466	85,395	1,070	228	1,298
国債	61,788	61,000	787	150	938
地方債	14,807	14,706	101	25	126
社債	9,870	9,689	181	52	233
その他	47,725	48,487	762	1,915	1,153
合計	144,324	145,791	1,467	4,425	2,957

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 593 百万円を差し引いた額 873 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

34. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	206,939	3,940	1,868

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	74
その他有価証券	
事業債	6,561
非上場株式	960
非上場外国証券	3,600
その他（匿名組合出資金等）	3,188
買入金銭債権	455

36. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	6,961	43,777	34,438	6,778
国債	4,996	33,177	16,047	6,778
地方債	6	6,244	8,455	
社債	1,958	4,355	9,935	
その他	1,110	8,187	5,226	21,364
合計	8,072	51,965	39,665	28,143

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）	当期の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,887	6

38. 当座貸越及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、104,860百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が103,715百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当期の損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当期から同適用指針を適用し、前期末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,769 百万円
退職給付引当金	713
有価証券償却	152
その他	621
繰延税金資産小計	<u>3,257</u>
評価性引当額	<u>260</u>
繰延税金資産合計	2,997
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	593
繰延税金負債合計	593
繰延税金資産の純額	2,403 百万円

41. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。
なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は46,796百万円であります。
- (2)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3)純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

42. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

43. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当期に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は13百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。

44. 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社株式について適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。なお、会社法施行日以前に付与されております旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株予約権方式のストック・オプションに関する事項は、次のとおりであります。

(1) スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

ストック・オプションの内容

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 参事以上の従業員及び理事囑託 48名	当行取締役 9名 当行執行役員 11名 当行従業員及び囑託 877名
ストック・オプション数(注)	普通株式 360,000株	普通株式 2,691,000株
付与日	平成10年9月30日	平成12年10月1日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	自平成12年7月1日 至平成20年3月31日	自平成14年7月1日 至平成22年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及び変動状況

イ スtock・オプションの数

	平成 10 年ストック・オプション	平成 12 年ストック・オプション
権利確定前 前事業年度末 付与 失効 権利確定 未確定残 (株)		
権利確定後 前事業年度末 権利確定 権利行使 失効 未確定残 (株)	348,000 348,000	2,612,000 17,000 2,595,000

(注) スtock・オプション数については株式数に換算して記載しております。

ロ 単価情報

	平成 10 年ストック・オプション	平成 12 年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	500	500
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価 (円)		

45 . 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率 (国内基準) は 11.34% であります。

損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	25,062
資 金 運 用 収 益	15,739
貸 出 金 利 息	12,981
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,671
コ ー ル ロ ー ン 利 息	58
買 入 手 形 利 息	0
預 け 金 利 息	0
そ の 他 の 受 入 利 息	26
役 務 取 引 等 収 益	5,162
受 入 為 替 手 数 料	971
そ の 他 の 役 務 収 益	4,191
そ の 他 の 業 務 収 益	570
外 国 為 替 売 買 益	30
商 品 有 価 証 券 売 買 益	2
国 債 等 債 券 売 却 益	538
そ の 他 の 業 務 収 益	0
そ の 他 経 常 収 益	3,589
株 式 等 売 却 益	3,402
そ の 他 の 経 常 収 益	187
経 常 費 用	20,758
資 金 調 達 費 用	1,293
預 金 利 息	1,075
譲 渡 性 預 金 利 息	74
コ ー ル マ ネ ー 利 息	5
借 用 金 利 息	46
社 債 利 息	60
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	29
そ の 他 の 支 払 利 息	1
役 務 取 引 等 費 用	1,738
支 払 為 替 手 数 料	187
そ の 他 の 役 務 費 用	1,550
そ の 他 業 務 費 用	1,581
国 債 等 債 券 売 却 損	1,137
金 融 派 生 商 品 費 用	443
営 業 経 費	13,646
そ の 他 経 常 費 用	2,499
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,288
貸 出 金 償 却	14
株 式 等 売 却 損	730
株 式 等 償 却	55
金 銭 の 信 託 運 用 損	106
そ の 他 の 経 常 費 用	303
経 常 利 益	4,303

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	1
償 却 債 権 取 立 益	1
特 別 損 失	317
固 定 資 産 処 分 損	51
そ の 他 の 特 別 損 失	265
税 引 前 当 期 純 利 益	3,987
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,792
法 人 税 等 調 整 額	206
当 期 純 利 益	2,401

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 29百万円

役務取引等に係る収益総額 12百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 4百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 193百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 689百万円

3．1株当たり当期純利益金額 19円59銭

4．「その他の特別損失」は、関連会社との業務委託契約解除に伴い発生すると見込まれる費用であります。

5．従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これに伴い、利益処分計算書は当期より作成していません。

(関連当事者との取引関係)

1 . 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

2 . 子会社及び関連会社等

(単位 : 百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	荘 銀 カ ー ド (株)	所 有 直 接 7.58% 間 接 43.12%	役 員 の 兼 任 貸 出 金 の 被 保 証	住 宅 ロ ー ン 等 の 被 保 証 債 権 保 証 料 の 支 払 代 位 弁 済 の 受 入	40,867 193 586	貸 出 金	217,243

(注) 上記以外につきましても、会社法第 2 条第 3 号に定める子会社との取引はありますが、各取引項目につきまして重要性がないため記載を省略しております。なお、子会社との金銭債権総額及び金銭債務総額につきましては貸借対照表の脚注 17 . 及び 18 . を、収益及び費用につきましては損益計算書の脚注 2 . を参照願います。

3 . 兄弟会社等

該当ありません。

4 . 役員及び個人主要株主等

(単位 : 百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
役 員 及 び そ の 近 親 者	大 場 正 仁	被 所 有 直 接 0.01%	当 行 監 査 役	資 金 の 貸 付		貸 出 金	17
役 員 及 び そ の 近 親 者 が 議 決 権 の 過 半 数 を 所 有 し て い る 会 社	金 屋 興 業 (株)	被 所 有 直 接 0.13%	当 行 監 査 役 風 間 真 一 が 代 表 取 締 役 を 兼 務	資 金 の 貸 付	238	貸 出 金	183
	三 英 興 業 (株)	被 所 有 直 接 0.10%	当 行 監 査 役 岸 三 郎 兵 衛 が 代 表 取 締 役 を 兼 務	資 金 の 貸 付		貸 出 金	11
	山 形 酸 素 (株)	被 所 有 直 接 0.14%	当 行 監 査 役 大 場 正 仁 が 代 表 取 締 役 を 兼 務	手 形 の 割 引 資 金 の 貸 付 債 務 の 保 証	1,291	貸 出 金 支 払 承 諾 見 返	1,622
	カ ン 井 興 産 (株)		当 行 監 査 役 大 場 正 仁 が 代 表 取 締 役 を 兼 務	資 金 の 貸 付	21	貸 出 金	21
	東 邦 コ ン ク リ ー ト (株)	被 所 有 直 接 0.00%	当 行 監 査 役 大 場 正 仁 が 代 表 取 締 役 を 兼 務	手 形 の 割 引 資 金 の 貸 付	125	貸 出 金	208

(注) 貸出金等に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	25,835	預 金	767,198
コールローン及び買入手形	37,000	譲 渡 性 預 金	29,615
買入金銭債権	2,522	コールマネー及び売渡手形	779
商品有価証券	315	借 用 金	36
金銭の信託	3,887	外 国 為 替	1
有 価 証 券	161,093	社 債	9,500
貸 出 金	618,495	そ の 他 負 債	6,880
外 国 為 替	879	退 職 給 付 引 当 金	1,801
そ の 他 資 産	3,544	そ の 他 の 引 当 金	239
有形固定資産	12,503	繰 延 税 金 負 債	32
建物	4,859	再評価に係る繰延税金負債	811
土地	6,272	支 払 承 諾	8,978
建設仮勘定	169	負債の部合計	825,875
その他の有形固定資産	1,202	(純資産の部)	
無形固定資産	1,291	資 本 金	14,200
ソフトウェア	1,219	資 本 剰 余 金	12,056
その他の無形固定資産	72	利 益 剰 余 金	18,751
繰延税金資産	2,586	自 己 株 式	142
支払承諾見返	8,978	株主資本合計	44,865
貸倒引当金	5,476	その他有価証券評価差額金	877
投資損失引当金	38	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,070
		評価・換算差額等合計	1,943
		少 数 株 主 持 分	735
		純資産の部合計	47,544
資産の部合計	873,419	負債及び純資産の部合計	873,419

- 注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）持分法非適用の関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）ただし株式については連結会計年度末日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 5．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 6．当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| 動 産 | 5年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 7．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 8．株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- 9．当行の外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- 10．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- 11．投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 12．その他の引当金のうち、連結される子会社及び子法人等が行っている債務保証について、主たる債務者の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しており、当該引当金は会社計算規則第6条第2項第1号に規定する引当金であります。クレジット業務に係る交換可能ポイントについて、過去1年間のポイント回収率に基づいて算出した額を、また、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を合理的に見積もった額をそれぞれ計上しております。
- 13．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 |
- なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
- 14．当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 15．当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

16. 当行の外貨建資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理によっております。

18. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 17百万円

19. 関係会社の株式(及び出資)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資)を除く) 50百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 8,663百万円

21. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得原価相当額

動産 1,339百万円

その他 394百万円

合計 1,733百万円

(2) 減価償却累計額相当額

動産 572百万円

その他 205百万円

合計 778百万円

(3) 期末残高相当額

動産 766百万円

その他 188百万円

合計 955百万円

(4) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 276百万円

1年超 714百万円

合計 990百万円

(5) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 339百万円

減価償却費相当額 300百万円

支払利息相当額 45百万円

(6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(7) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,098百万円、延滞債権額12,254百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税等施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありせん。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,002百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,355百万円であります。

なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債権者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、900百万円であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,790百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 29百万円

担保資産に対応する債務

借入金 30百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券44,694百万円を差入れております。

また、その他の資産のうち保証金は400百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行ない、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行なった年月日 平成11年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等)合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

同法律第10条に定める再評価を行なった事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額 1,261百万円

30. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,490百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,490百万円減少しております。

32. 1株当たり純資産額 382円08銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額の減少は軽微であります。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権が含まれております。以下 36. まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	315	7

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	10,209	12,071	1,861	2,367	505
債券	86,466	85,395	1,070	228	1,298
国債	61,788	61,000	787	150	938
地方債	14,807	14,706	101	25	126
社債	9,870	9,689	181	52	233
その他	47,807	48,569	762	1,915	1,153
合計	144,483	146,036	1,553	4,425	2,957

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 628 百万円を差し引いた額 924 百万円のうち少数株主持分相当額 46 百万円を控除した額 877 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	207,120	4,083	1,872

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
その他有価証券	
新株予約権付社債	29
事業債	6,561
非上場株式	1,627
非上場外国証券	3,600
その他 (匿名組合出資金等)	3,188
買入金銭債権	455

36. その他の有価証券のうち満期があるものの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	6,971	43,797	34,438	6,778
国債	4,996	33,177	16,047	6,778
地方債	6	6,244	8,455	
社債	1,968	4,375	9,935	
その他	1,192	8,187	5,226	21,364
合計	8,164	51,985	39,665	28,143

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,887	6

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、134,496百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が103,296百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	7,157百万円
年金資産（時価）	3,028
未認識退職給付債務	4,129
会計基準変更時差異の未処理額	1,445
未認識数理計算上の差異	1,838
未認識過去勤務債務（債務の減額）	956
連結貸借対照表計上額の純額	1,801
前払年金費用	
退職給付引当金	1,801

40. 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

41. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は46,813百万円であります。

(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

42. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

43. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額をその他負債に計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は13百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

44. 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。なお、会社法施行日以前に付与されております旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株予約権方式のストック・オプションに関する事項は、次のとおりであります。

(1) スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

ストック・オプションの内容

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 参事以上の従業員及び理事囑託 48名	当行取締役 9名 当行執行役員 11名 当行従業員及び囑託 877名
ストック・オプション数(注)	普通株式 360,000株	普通株式 2,691,000株
付与日	平成10年9月30日	平成12年10月1日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	自 平成12年7月1日 至 平成20年3月31日	自 平成14年7月1日 至 平成22年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及び変動状況

イ スtock・オプションの数

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	348,000	2,612,000
権利確定		
権利行使		
失効		17,000
未確定残	348,000	2,595,000

(注) スtock・オプション数については株式数に換算して記載しております。

ロ 単価情報

	平成10年ストック・オプション	平成12年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	500	500
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価 (円)		

45. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は11.39%であります。

連結損益計算書

平成 18 年 4 月 1 日から
平成 19 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	26,335
資 金 運 用 収 益	16,084
貸 出 金 利 息	13,246
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,752
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	59
預 け 金 利 息	0
そ の 他 の 受 入 利 息	26
役 務 取 引 等 収 益	5,691
そ の 他 業 務 収 益	822
そ の 他 経 常 収 益	3,737
経 常 費 用	21,683
資 金 調 達 費 用	1,293
預 金 利 息	1,075
譲 渡 性 預 金 利 息	74
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	5
借 用 金 利 息	46
社 債 利 息	60
そ の 他 の 支 払 利 息	31
役 務 取 引 等 費 用	1,651
そ の 他 業 務 費 用	1,581
営 業 経 費	14,242
そ の 他 経 常 費 用	2,914
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,383
そ の 他 の 経 常 費 用	1,531
経 常 利 益	4,651
特 別 利 益	2
固 定 資 産 処 分 益	0
償 却 債 権 取 立 益	1
特 別 損 失	317
固 定 資 産 処 分 損	51
そ の 他 の 特 別 損 失	265
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,336
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,993
法 人 税 等 調 整 額	238
少 数 株 主 利 益	162
当 期 純 利 益	2,418

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 金 額 19 円 73 銭

3 . 「その他の経常費用」には、株式等売却損 734 百万円、債権売却損 214 百万円、株式関連派生商品費用 123 百万円及び金銭の信託運用損 106 百万円を含んでおります。

4 . 「その他の特別損失」は、関連会社との業務委託契約解除に伴い発生すると見込まれる費用であります。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 連結される子会社及び子法人等 | 4社 |
| 荘銀事務サービス株式会社 | |
| 荘銀カード株式会社 | |
| 株式会社荘銀ベンチャーキャピタル | |
| 株式会社荘銀総合研究所 | |
| (2) 非連結の子会社及び子法人等 | 社 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 | 社 |
| (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 | 1社 |
| 株式会社エス・ワイコンピューターサービス | |

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日	4社
------	----

4. 会計処理基準に関する事項

会計処理基準については、連結貸借対照表及び連結損益計算書の注記に記載のとおりであります。

5. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。